

国住経法第 46 号  
国住生第 357 号  
国住指第 572 号  
令和 8 年 4 月 1 日

公益社団法人 日本建築士会連合会会長 殿  
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長 殿  
公益社団法人 日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局住宅経済・法制課長  
(公印省略)

住宅生産課長  
(公印省略)

建築指導課長  
(公印省略)

「住宅の増改築等の工事又は買取再販住宅の取得を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第 18 条の 21 第 19 項及び第 20 項並びに第 19 条の 11 の 3 第 1 項から第 8 項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同令第 19 条の 11 の 2 第 1 項の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」の一部改正について

今般、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の一部が改正され、住宅の増改築等の工事又は買取再販住宅の取得を行った場合の所得税額の特別控除制度及び既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度について、適用期限の延長等の措置が講じられました。

また、令和 8 年国土交通省告示第 485 号、令和 8 年国土交通省告示第 487 号、令和 8 年国土交通省告示第 490 号、令和 8 年国土交通省告示第 492 号及び令和 8 年経済産業省・国土交通省告示第 4 号による改正により、既存住宅の改修に係る標準的な工事費用相当額等が改正されたところです。

以上を踏まえ、本通知の一部を別紙のとおり改正することといたしました。

つきましては、別紙の内容について十分ご留意いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれては、貴団体会員の建築士に対しても本通知を周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済でありますので、念のため申し添えます。